

**取引報告手数料の見直しに伴う
金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正について**

I. 改正趣旨

現在当社の金利スワップ取引清算業務の取引情報を当社から金融庁に報告しているが、金融庁告示「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件」（令和三年金融庁告示第十号）が2024年（令和6年）3月31日限りで効力を失うことに伴い、同年4月1日より同庁への報告が認められなくなるため、同日より取引情報蓄積機関であるDTCCデータ・レポジトリー・ジャパン株式会社（以下「DDR J」という。）に報告することとする。

これに伴い、DDR J から当社に請求された手数料について清算参加者に実額を負担いただくこととすべく、金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- DDR J から当社に毎月請求された手数料のうち、残存件数に応じて請求された部分について、残存件数に応じて各清算参加者に按分して請求する。

（備 考）

- 金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則

III. 施行日

2024年4月1日から施行する。

以 上

金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 (略) 2 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) <u>(5)の2 「取引情報蓄積機関報告清算約定(I R S)」とは、金利スワップ取引清算業務に係る清算約定のうち、取引情報蓄積機関(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第156条の63第1項に規定する取引情報蓄積機関をいう。)に対し、その当事者(清算約定(委託分)にあつては、当該清算約定(委託分)に係る清算委託取引の当事者である清算委託者)、想定元本その他の情報についての報告が行われたものをいう。</u> (6)・(7) (略) (取引報告手数料) 第5条の8 各月の取引報告手数料は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。 <u>(1) 取引情報蓄積機関報告清算約定(I R S) 次の算式により算出される額</u> <u>(取引情報蓄積機関報告清算約定(I R S)の件数に応じた手数料相当額の総額として当社が公示により定める金額) × (各清算参加者に係る取引情報蓄積機関報告清算約定(I R S)の残存件数として当社が公示により定める件数) / (取引情報蓄積機関報告清算約定(I R S)の総残存件数として当社が公示により定める件数)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u>	(目的) 第1条 (略) 2 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (新設) (6)・(7) (略) (取引報告手数料) 第5条の8 各月の取引報告手数料は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。 (新設) <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u>

付 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。